

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	厚木市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和3年12月23日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	31
10. 保護評価書の名称	心身障害者福祉手当の支給に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%8E%9A%E6%9C%A8%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E7%A6%8F%E7%A5%89%E6%89%8B%E5%BD%93%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=31&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=3&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=3&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	

執行機関名 厚木市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚木市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)による厚木市中心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表の9 厚木市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)による厚木市中心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	厚木市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。	第1条 この条例は、(心身障害者)に対し、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することによって、その更生と生活を援助し、心身障害者の(福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		厚木市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)厚木市中心身障害者福祉手当支給条例施行規則(昭和48年3月31日厚木市規則第16号)